

## 支援会議とは…

社会福祉法第106条の6で規定された会議であり、複雑化・複合化した課題を抱える世帯について、その世帯に係る支援関係機関の支援員が、**情報共有**や**支援方針・役割分担の検討**、**緊急性がある事案への対応**等を行う。

**本人の同意が得られない場合でも**、会議の構成員に対する**守秘義務**を設けることで、潜在的な課題を抱えているが支援に入りづらい世帯に対しても、支援関係機関等が情報を共有しながら支援を検討することができる。



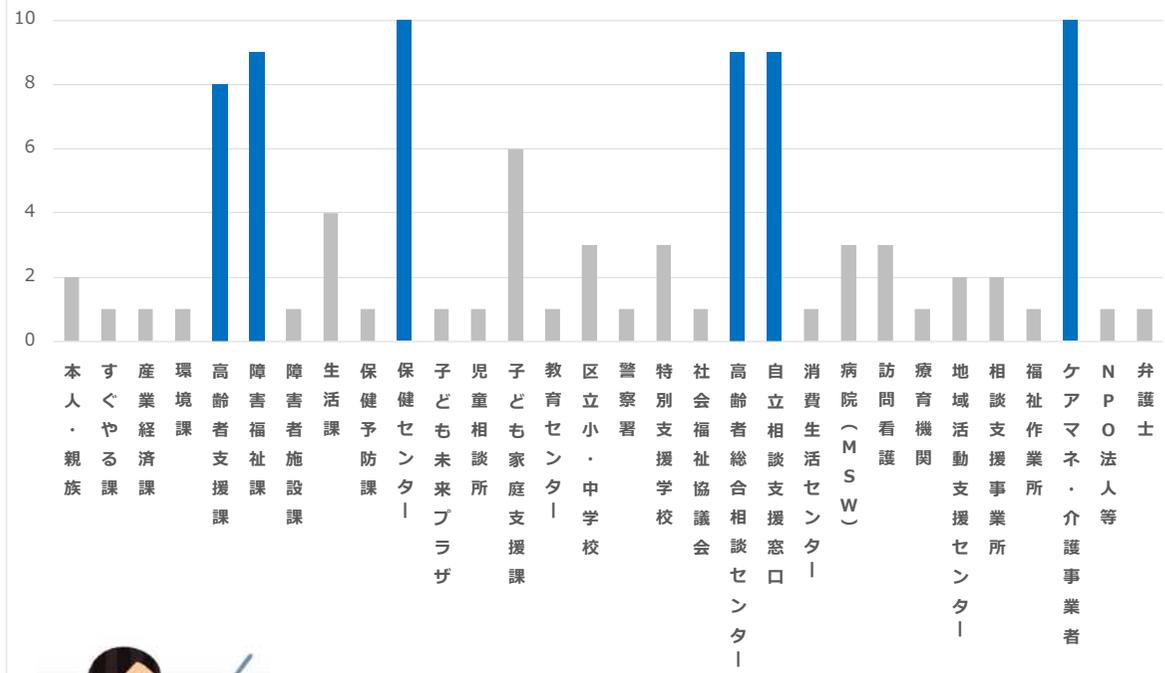
## 令和5年度の実績

- ◆ 実施回数：**28**回
- ◆ 対象世帯：**19**世帯

出席機関及びケース概要については別紙のとおり

最終している世帯のうち、3世帯の支援について重層的支援会議で検討。

## 支援会議 出席機関



くらしのまると相談課が直接関わってなくても、支援関係機関から相談があれば支援会議を実施できます。令和5年度は**2件**が他機関からの要請により実施しています。

支援機関が複数関わるような困難ケースでも、支援会議を行うことで連携支援が軌道に乗り、半数以上が最終へ…！

支援会議  
実施ケースの  
**最終率**  
**63%**

- 支援会議を行い各機関で支援した結果、19世帯のうち12世帯（約63%）が最終となった。最終していないケースについては、引き続き連携しながら支援をしている。

